

明治・大正期における私立専門学校の 「大学」名称への転換に関する一考察（4）

浅沼 薫奈（大東文化歴史資料館）

Legal Promotion of Private Schools to “Universities” in the Meiji-Taisho Period (4)

Nina ASANUMA

はじめに

本研究の目的は、明治後期から大正期にかけて私立専門学校が慣例的に名乗った「大学」名称期の歴史的意義を究明することである。

筆者はこれまで、総合教育を目指した大規模私立専門学校のほか、法律系、キリスト教系等の私立専門学校を事例に取り上げ、上記課題について検討してきた。本稿では、仏教系や神道系から発展した宗教系私立専門学校における「大学」名称への転換過程を考察する。

明治期に発足した宗教系教育機関は多種多様であり、それぞれの宗派、宗門によって一様にまとめることは困難ではあるが、基本的な三大宗教系列として「仏・基・神」と3つに分類される。

この中で、仏教系として誕生した私学は、そもそもキリスト教系同様に多くの宗派、宗門に分かれ、江戸時代以前より日本人の生活に寄り添い、伝統的な慣習の中で身近なものとして発展してきた。そのため「仏教」は日本における最も古い教育機関の一つでもあったが、本研究では近代的教育機関としての建学以降を取り上げるものとした。仏教系諸学校の多くは「大学林」等と称し、もともと自宗の僧侶養成のための教育機関であったが、明治期以降には私立専門学校となり、基本的に規模は小さいながらも近代社会の経済的発展に即した需要に応じつつ、幅広い市民層の知的水準を上げることに貢献した。なお、「大学林」はそもそも内務省の管轄下にあり、1899（明治32）年の「私立学校令」及び1903（明治36）年の専門学校令の公布を機として、「仏学」「仏科」の単科私立専門学校として文部省の管轄下へと移行し、近代的教育体系の一部に組み込まれていくようになった。

さて、「大学」名称期を経て大学昇格を果たした仏教系私立専門学校には、駒澤大学、龍谷大学、大谷大学、立正大学、大正大学、高野山大学の6校があった。本稿では、特に駒澤大学を取り上げて検討する。同校は、上記にあげた学校のなかでも最大規模を誇り、「大学」名称への移行以前に

私立専門学校としての体裁を整え、近代的高等教育機関としての発展を遂げている。1883(明治16)年の「曹洞宗大学林専門学本校」設立以降、「大学」名称獲得と教育理念の展開、1925(大正14)年の大学昇格に至るまで一貫して「近代的高等教育機関」における「仏学」を追及した。

一方、三大宗教系列の一つである神道系の私立専門学校として、「大学」名称を冠して発展を遂げたのは、國學院大學であった。神道は日本人の伝統的な価値観、宗教観の大勢を占めるもので、國學院は神職養成を目的とした皇典研究所内に設置された教育機関であり、国史・国学や儒学など日本古来の学問を伝授することを目的に設立された。当初より「大学」レベルの教育機関であることを自認し、「大学」名称への転換、大学昇格に至るまで極めて迅速な対応をしている。同校における「大学」は、具体的にはどのような教育を目指したものであったのだろうか。

最後に、非宗教系としての設立ではあるが、東洋大学の前身校「哲学館」を取り上げ、「哲学館大学」への名称変更の過程を上記2校と比較検討することとした。後述するように、同校は非宗教系でありつつも仏教界との関係性を強く持っており、仏教哲学の講義も盛んであった。近代社会において教育家や宗教家になるに当たり、「哲学」はその理解を深め、助けになるとの考えのもと創設されており、哲学を専修できるのは同校のほか帝国大学だけであった。仏教系専門学校ではなかったが、「仏学」や「仏教哲学」を学科目の中心に置いていた。他方、「哲学館大学」と「國學院大学」とは、創設時の分類としては「文学系」の私立専門学校に位置付くこととなり、ともに中等教員のための無試験検定の特典獲得に向けた努力をしていた。

これら3校における「大学」への歩みを検討し、宗教系私立専門学校における「大学」への転換過程の実態を究明する。

1. 駒澤大学(曹洞宗大学)

駒澤大学は、曹洞宗の宗門徒弟教育を行った学寮を前身校としている。主として寺院の子弟が学ぶ僧侶教育機関であったものを、明治維新以降に近代的教育機関へと移行することが検討され、1882(明治15)年に「曹洞宗大学林専門学本校」が設立された。

1904(明治37)年に「曹洞宗大学林」と改称、「曹洞宗大学」へと名称を変更するのは翌年1905(明治38)年のことであり、1925(大正14)年になると大学令に基づき大学昇格を果たした。

前述したように、「大学林」は仏教各派が自宗僧侶養成のために置いた教育機関の総称であり、内務省の管轄下にあった。仏教系諸学校は比較的規模が小さく、在学生数が十数人という機関も少なくない中で、曹洞宗大学林専門学本校は常時、本科在学生数150人程度を抱えていた。ただし、文部省管轄へ移行した後も本質的には僧侶養成機関のままであり、一般大衆の教育にはいまだ消極的であった。

「大学」組織への変更と、「僧俗共学」へ向かう「開かれた仏教教育」への変化との関係も含め、曹洞宗大学(駒澤大学)の「大学」構想を検討してみよう。

1-1. 曹洞宗大学林専門学本校の創設と特徴

前述のように、1882（明治15）年に曹洞宗大学林専門学本校が設立されたが、実態としては依然として、仏教科目と禅宗科目を基本とした宗門教育を行っていた。同校においては、同年を「大学創立の起年点として」¹⁾ あり、近代的教育機関への移行を意図していたものの、入学する学生は全国の各宗務支局から選出された者に原則限っており、全寮制の自宗僧侶養成機関のままであった。それでも宗費入学生のほか、自費入学を希望する者も多くなり、年によっては入学制限をかけなければならない程に盛況であった。

曹洞宗大学林専門学本校設置による教育課程の変更にもない、同年に定められた「曹洞宗大学林専門学本校規約」では、仏教関係の教師を3名から「専門教師」及び同副の2名に減らし、代わりに漢学及び洋学の教員を1名ずつ増員し、そのほかに学監正副4名、寮監2名を置く、という教職員体制となった。

特に、漢学や洋学の授業の導入を表明したことは画期的変化であり、「漢洋二科ハ各ソノ教員ノ指摩ニ抛ルヘシ」（「生徒心得」第四条）とされた学科目は、西欧文明の見聞も僧侶の教養として必要と判断されたからであった。具体的には、漢学とは論語をはじめとする漢学関係の科目であり、洋学とは英語や欧米史等の「英学」や、幾何学、代数といった「数学」関係の科目を指していた。ただし、洋学関係の科目は「採録されているが実際に授業を行ったのではなく、名目を並べただけで終わったものであるかも知れな」²⁾ かったという。

この時期の同校は、実態としてはいまだ近代的高等教育機関ではなく僧侶養成機関であったが、これは広く仏教系諸学校に共通した状況であった。曹洞宗大学林専門学本校において「大学」教育と「仏教」教育との関係が考えられるようになったのは、それから20年ほど経た頃であった。すなわち、1903（明治36）年の専門学校令の公布によって、はじめて顕著な変化を見せるようになったと言える。同令によって、入学者や教育内容、教育施設に至るまで一定の基準を満たさねば、高等教育機関である私立専門学校として認可されないこととなったからである。同時に、「大学林」という名称も、「大学」と紛らわしいという理由によって文部省より変更を迫られたということもあり、仏教系諸学校は学校名称についても考慮しなくなってきた。

これより先、曹洞宗大学林専門学本校においては、1901（明治34）年に学制改革を行い、予科2年、本科3年の体制へと変更が実施された。このとき、「宗乗余乗専修の方針を捨て、宗教学、哲学、国文、漢文、外国語も加えることに改めた」³⁾ という画期的な方針転換が行われた点は、特に注目されよう。

以降、1903（明治36）年の専門学校令の公布にもない、翌年から同校は、すでに予備教育機関として設置されていた曹洞宗高等学林と、曹洞宗大学林専門学本校とを合併して「曹洞宗大学林」とし、高等部2年と大学部3年の2部編制に変更し、高等部を卒業した後に専門教育を受けるための大学部へと進むことができるものへと改定を行った。このとき同時に「別科」も設け、こちらは尋常中学校相当とされ、曹洞宗大学林への入学資格を満たさない若年者が入学した。

学科目を見てみると、この時点で、すなわち文部省の管轄へと移行し専門学校令下に置かれるよ

うになった段階で、仏教関係の学科目は全体の半数程度に減少していた。一方で、哲学、国語、漢文、英語の学科目が半数を超えて行われるように改訂された点の特筆すべき画期的変化であった。例えば、高等部の第一学年では仏教関連科目が週12時間なのに対し、その他の科目は週15時間とされた。いまだ一般からの入学者は認めていなかったものの、教育課程においては高等教育機関として顕著な変化が現れてきていた。

1-2. 「曹洞宗大学」への改称とその特徴

前述の諸変更を行った後、1905(明治38)年1月より「私立曹洞宗大学」へと名称を変更することが認可された。同時に、「高等部」を予科相当の機関とし、「大学部」を本科とする変更も行われた。

なお、申請書における設置者は曹洞宗大学林長名であり、このとき法人組織は整備されていなかった。同校において運営母体の再編が検討されるのは、この後、1920(大正9)年の大学昇格過程においてであり、「曹洞宗教育財団」による大学設立が行われた。

さて、前述のように、専門学校令下に置かれるに際し「宗乗余乗専修の方針を捨て」、学科目の変更が行われると同時に語学教育の充実などが図られたが、「大学」名称への変更はその他にどのような変化を伴うものであっただろうか。

一つには、「私立専門学校」としての在り方が強く考えられるようになったという点があげられる。仏教系諸学校は全体として比較的小規模の傾向にあったが、そのような小規模な「『大学』名を冠する私立専門学校」という状態が続くとすれば、今後、仏教各宗による「総合大学」(連合大学)を設立しなければならないことになるのではないかと⁴⁾、との危機感が生まれてきていた。しかも、多くの仏教系専門学校がこの時期すでに「大学」昇格を望んではいたものの、それはあくまで「仏教学」専修という単科での大学化であった。そのため、宗門教育という「専門」教育と、「大学」教育とをどのように兼ね合わせていくべきかは極めて大きな課題であった。すなわち、「大学」名称となったものの、小規模な私立専門学校のままでは宗門の特色を失うことになりかねず、学校存続のためには「大学」組織として発展させていかねばならないのが実情であった。仏教系私立専門学校にとっての「大学」への道のりは、宗門教育という理念や目的の見直しを多少なりとも伴うものであり、仏教系諸学校の学内気風は変化せざるを得なかったと言えよう。

「私立曹洞宗大学」における変化に戻ろう。同校の発展にとって、1907(明治40)年頃から1908(明治41)年にかけての図書館移転建設及び、1912(明治45)年頃から1913(大正2)年にかけての駒沢への校地移転は大きな意味を持つ。

それまで仏典漢籍を中心とした蔵書類であったが、明治30年代の寄贈図書によって書籍数が大幅に増え、独立した専門図書館としての体制を整えたいということになった。設置が計画された場所は大講堂天井裏の一室ではあったが、初めて図書館に相当する「図書館」が設けられた。専門学校令に基づく近代的高等教育機関としては、独立した図書館及び相応の図書数の整備が必須であり、その体裁を整えることが可能となったことは「大学」への大きな前進であった。

また校地については、それまでの麻布区北日ヶ窪町からの移転が検討された。大講堂、図書館、教場も含めて旧施設をそのまますべて移築する、という大事業計画であった。背景としては、「大学」名称を得たことに加え、学生数が増加していたこと、校地を拡充し相応の施設設備を早急に整備しなければならないこと等があった。寄付金によって荏原郡駒沢村に新校地を獲得し、1913（大正2）年には新校舎が完成した。

同時期、同校の学生生活にも大きな変化が見られた。帝国大学型の角帽が導入されて着用されるようになり、1914（大正3）年頃までには「大学曹洞」を模した徽章や、明治天皇、皇太后の御大葬をきっかけとして学校の目印として必要とされた「校旗」も制定された。これらシンボルの制定も「大学」組織への変更を推し進める要因の一つとなった。

1925（大正14）年の大学令に基づく大学昇格では駒沢大学へと名称を変更し、文学部を設置した。文学部内には仏教学科、東洋文学科、人文学科の3学科が置かれ、このとき初めて一般からの子弟を受け入れ「僧俗共学」となり、それまでの曹洞宗の僧侶育成のための宗門教育からの転換が図られた。このとき卒業生に対する「学士」の称号が「駒澤大学学則」によって定められ、「学士試験ニ合格シタル者ニハ証書ヲ授与ス」「前項ノ証書ヲウケタル者ハ文学士ト称スルコトヲ得」（「駒澤大学学則」第三十五条）と定められた。なお、大学昇格時には改めて「専門部」が併置されることとなり、仏教学、国語、漢文の各専攻が置かれた。

2. 國學院大學

1890（明治23）年、「皇典講究所」を母体とし、「國學院」が開設された。皇典講究所は、皇典・国体研究や普及を目的に、神職の中央機関として1882（明治15）年に設立された機関であり、國學院はその教育事業拡張を期して設立されたものであった。1898（明治31）年に皇典講究所は財団法人となり、1906（明治39）年に國學院は「國學院大學」へと名称が変更された。大学令に基づく正規の大学昇格認可は、1920（大正9）年のことであった。

皇典講究所は明治政府が設置した機関であったが、教育部門を担った國學院は、私立専門学校として日本の学問研究を行う「大学」建設を目指した。その発展経緯や教育的内容の特徴は、どのような点にあっただろうか。

2-1. 國學院の創設と特徴

皇典講究所の教育事業拡張に関する規則改正をし、國學院が開設されたのは1890（明治23）年のことであったが、後述するように、前年の設立計画の段階においては、名称を「私立国文大学」（「私立国文学校」）とする案もあがっていた。⁵⁾

そもそも、皇典講究所は、皇典・国体を講究し、皇学・国学を中心に教授することを目的とした神職養成教学機関であり、一国の法典はその国の国体、歴史、風俗に通じていなければならないとの考えのもとに設立された。重要事業として神職（神官）に関する学階授与の制度があり、神官試

験の実施も担っていたが、当時司法大臣であった山田顕義が1889(明治22)年に皇典講究所所長に就任すると、教育事業の拡張を目的とした「私立国文大学」設立計画が提案された。

「私立国文大学設立趣意書」には、「政府ニ帝国大学ノ設アルト雖モ、文運ノ益進ミ、人智ノ愈開クルニ至リテハ、高等ノ教育モ唯一ニ政府ノ手ヲ待テ満足スヘキニ非サルヤ明ナリ」「我国固有ノ學術ノ蘊奥ヲ研究スルト共ニ、之ニ依リテ深く愛國ノ精神ヲ涵養シ、国民ノ本分ヲ尽クサン」⁶⁾ことが示された。帝国大学だけでは大学教育が不足していることを批判的に指摘し、西洋學術を教授する帝国大学に対して、日本固有の學術の蘊奥を研究することを目的とした教育機関の設立を提案したものであった。また、設立計画においては、「専国史・国文・国法ヲ教授シ、併セテ廣ク之ガ研究及応用ニ必須ナル諸学科ヲ修メシムル所トス」⁷⁾としており、予備科2年、本科3年の修業課程を想定し、他に、別科、選科も置くこととしていた。

慶應義塾の「大学部」設置の前年、1889(明治22)年の時点で「私立大学」設立を構想、提言したことに加え、帝国大学のような西洋學術ではなく「我国固有ノ學術」に特化するという独自性を示したことは注目に値する。そのほか、「予備科」には尋常中学校卒業者が同等学力を有する者を入学させるとしていたことや、修業年限などから見ても、帝国大学とは本質的に異なる、日本独自の「大学」設立を想定したものであった。

こうして「私立国文大学」を新たに立ち上げたいとした計画が進められたが、資金的にも人材的にも課題があったことから計画は縮小され「私立国文学校」案へと変更されたが、さらには皇典講究所を拡張したものととして所内に設置するものとして、「國學院」設立となった。なお、国史、国文、国法のうち、国法専修の日本法律学校の創設計画が同時に立ち上がり進められたことによって、國學院は主として国史・国文の学校とされた。

設立された國學院には、上記の予定していた予科課程は置かれず、教育課程を本科3年とし、その後修業年限2年の研究科へ進学できるものとされた。

創立目的としては「本院ハ専国史・国文・国法ヲ教授シ、併セテ廣ク之ガ研究及応用ニ須要ナル諸学科ヲ脩メシムル所トス」(國學院規則第一条)と定められたが、「国法」に関しては「国法科課程ハ別ニ之ヲ定ム」とされており、これは日本法律学校設立のことを意味していた。なお、皇典講究所は明治政府の設立した機関であり、基本的に御下賜金に負った経営であったが、國學院設立以降は御下賜金に加え、神宮等からの一時金の徴収や、学費徴収によって運営され、次第に独立した運営へと移行していくこととなった。

設立当初の國學院本科の学科課程は、国史・国文・道義(倫理道德)・法制・外国史・地理・哲学・漢文・英語・体操とあり、週26時間のうち英語3時間の授業が、本科3年間を通じて行われた。また、外国史(支那史・欧米史)にも週2~4時間が割かれており、外国事情への理解も重視されたことが窺われる。⁸⁾

以降、國學院は神職養成を謳いつつも、「本校卒業生ハ、中学師範学校タルノ資格ヲ得」とし、中等学校及び師範学校教員養成の傾向が強くなっていく。明治30年代に入る頃には、後述するように哲学館の井上円了とともに、中等教員資格無試験検定の特典を得るための運動に参加すること

となった。ただし、教員養成機関となることは國學院設立の趣旨から遠ざかるとの意見も学内にはあり、神職養成に適した学科目編制にすべく、1902（明治35）年より「教学」を充実させることを目的に学科課程が若干修正された。^{9）}すなわち、神社制度、神道史、作歌作文の授業を新たに設け、さらに、祭式諸礼を扱う「典礼科」を随意科として設置、神道界へ進むための便宜を図ったのであった。

以上から、國學院の創設時の特徴として、次の点を指摘できよう。一つに、創設計画段階より「大学」設立を構想していた点、二つに、その「大学」とは日本固有の学問を教授する機関であり、帝国大学の行っている西洋の学問の教授を批判するものであったという点である。この二つの特徴から、明治20年代に入る頃にはすでに帝国大学や専門学校等において行われていた西洋の学問観を批判する風潮があったこと、それを受けて、「我国固有ノ学問」、すなわち、邦語による日本独自の学問を教授する「私立大学」設立の動きが現れていたことが指摘できる。

これより先、1898（明治31）年12月、國學院を擁する皇典講究所は財団法人となった。御下賜金が減額されるなか経営を安定的に維持していく上で、寄付行為に基づく独立した機関としての再出発を図ったものであった。財団法人化にあたり、「国学ノ進歩拡張ヲ図ルヲ以テ目的」とし、国学者のための国学に関する研究関係事業を展開し、國學院は主としてその教育に従事することが改めて決められた。1894（明治27）年には『國學院雑誌』が刊行され、明治30年代以降は出版部も開設された。^{10）}これらは國學院の財政状況を支える役割を果たすとともに、学術的な発展も促した。同校の運営は、これらの活動に支えられる部分が大きかったと言えよう。

2-2. 「國學院大學」への改称と大学昇格後の変容

1903（明治36）年の専門学校令の公布にともなって國學院は学則改正を進め、翌年1904（明治37）年4月、同令による認可を受けた。このときの学則改正を見ると、新たに「大学部」として本科3年が置かれたことに加え、懸案事項となっていた予科2年が設けられたという大きな変更点が見られた。このとき、従来の本科は「師範部」と変更されて主に中等教員の養成を行うものとされ、同時に、教員資格取得を目的としない「専修部」も併置された（明治40年廃止）。師範部、専修部ともに修業年限は3年であった。なお、師範部卒業生は、国語漢文科、歴史地理科、国語漢文歴史科のいずれかの教員免許を取得することが出来た。

「大学部」は1905（明治38）年9月より開始され、以降、同卒業生には「國學院学士ト称スルコトヲ得」（「國學院規則」第八条）るとして、國學院「学士」の称号が授与されることとなった。同時に、学友会報「院友会会報」に「大学」名称への変更を求める意見が掲載^{11）}されるなど、同時期には「大学」名称への変更運動が学内外において活発化していたことが窺われる。

「私立國學院大學」への改称が認可されたのは、1906（明治39）年6月のことであった。この間、東京府知事とのやり取りがあり、同年3月の「大学」名への改称申請について、いまだ本科授業が行われていないので、大学部本科が実施されてから再申請をしたらどうだろうか、との返答を國學院側が受けている。^{12）}これに対し國學院は、すでに予科課程は動いており、予科と本科とを合わ

せて「大学部」5年であることを強調することで再度「大学」名称を認めるよう申請し、改称認可を受けることとなった。

同年は「大学」名称への転換のほか、火災により焼失した校舎の再建を行い、「國學院大学拡張趣意書」が出されるなど、「國學院大学」の転換点であったと言ってよいだろう。図書館の整備も同時期に進められており、施設設備の整備が急務であったことが窺われる。

翌年、1907(明治40)年には予科の第一期卒業生を受け入れて、「大学部」本科が開始された。同年、大学部、師範部ともに教育課程を若干見直すことにより、従来までの取得資格に加えて、修身科教員免許状の取得も可能となるものに変更した。こうして教員養成課程を充実させると同時に、神職養成に関する学階授与や試験も引き続き行っており、国庫補助を受け、さらに明治政府から養成委託を受けたことにより皇典講究所内に「神職養成部」を開設した。ここにおいて、「國學院大学」の基本的性格が確立されたと言ってよいだろう。

同校は1920(大正9)年、文学部の単科大学として大学昇格を果たした。道義科・国史学科・国文学科の3学科を設け、卒業生は皇典講究所によって学階を受けることができるなど、明治末までに完成された組織設備によって大学昇格を果たすこととなった。

3. 東洋大学(哲学館大学)

哲学館は、1887(明治20)年9月に井上円了によって創設された。近代的日本社会の形成に欠かせない哲学の普及、教授を目的とした専修学校であり、「諸学の基礎は哲学にあり」との理念を掲げた。当時、「哲学」を専門的に学べるのは帝国大学(東京大学)のみであったなか、東京大学文学部哲学科を卒業したばかりの井上円了が哲学を短期間で専修できる高等教育機関の必要性を訴え、創設に及んだ。

東京府知事へ提出した「哲学館設置願」には、1年制の「普通科」及び2年制の「高等科」の開設が示されており、普通科では哲学の大意、基礎を学ぶものとし、高等科では哲学のほか、自然科学を含む教養教育を行うものとされた。

哲学館の教育は、「速成」「日本語による講義」が旨とされ、授業料は年間12円で、慶應義塾の30円などと比べて私立専門学校の中では比較的低めに設定された。経済的にも時間的事由からも帝国大学へ進むことができないが、哲学を学びたいという人を入学対象としていた。教員は円了と同時期に東京大学(帝国大学)を卒業した若手の講師たちが中心で、円了自身が東京大学予備門で教えを受けた岡本監輔等も招聘された。カリキュラムも基本的に東京大学を模倣しつつ簡略化したものであった。

学校設立直後、1888(明治21)年1月には「哲学館講義録」を発行し、さらに1889(明治22)年1月より漢学専修科を、4月より仏教専修科を開講した。

「哲学館講義録」の発行は現在の「通信教育」に相当する。哲学館創設期における最大の特徴はこの講義録の発行にあったと言って良いであろう。¹⁴⁾ 哲学館は若手ではあったが東京大学(帝国

大学)で学んだばかりの西洋的学問観を兼ね備えた近代的かつ高度な知識を持った講師陣で基本形成されており、「哲学館講義録」は、哲学館で行われる彼らの講義をそのまま筆記記録し印刷したものであった。「館外員制度」に則り登録すれば誰でも購読することができ、地方に在住する哲学を学びたい人々に対し、毎月3回にわたって講義録は届けられた。開始初年の1888(明治21)年の登録者は日本全国より1831名に上り¹⁵⁾、通学生約130人を大きく上回っており、その後も希望者が絶えなかった。

通信教育制度や館外員制度は、哲学館にとってどのような役割を果たしたか。一方、「実学」ではない「哲学」になぜこれほどの希望者が集まったのか。

一つには、政府からの助成補助金はおろか、財界や宗教団体からの支援も受けていなかった同校にとって、講義録の売り上げは極めて重要な収入源となったということである。特に開始初年の受講生数は予想を超えるものであった。¹⁶⁾「講義録」は一冊10銭～50銭、そのほか郵送料が必要であり、哲学館の月に納める学費は1円(年間12円)だったため、学費だけを比較すれば、通信制も相当額の費用が必要であったと思われるが、それでも地方から上京し「遊学」するのに比べればはるかに安く勉強することができた。地方に住む若者や経済的に進学できない人々にとって、「講義録」の購読は高度な学びを得ることのできるまたとない機会であった。全国に「哲学館」の名が広まるという利点もあり、「館外員制度」を通じた全国的ネットワークも形成されることとなった。

一方、なぜ「哲学」の通信教育に希望者が殺到したのかという点について、上記の理由に加えて、西洋的学知を求める人々が明治20年代に入ってからかなり増加していたことが背景にあるのではないだろうか。時間をかけ語学を身に付けて初めて近代的学問を学ぶことが出来る帝国大学のシステムに比べ、邦語によって短期間で近代的教養を得ることが出来る哲学館講義録は魅力だった。「哲学」は実学ではなかったからこそ、「教養」として明治日本の仏教者を目指す者や地方青年たちの「知識欲」を満たすための役割を果たしたのではないだろうか。通学生のなかには帝国大学等に通いながら受講する「ダブルスクール」の学生もいる一方で、通信制には地方の17～18歳の若者から上は50歳代の者まで含まれた。

さて、同校における「大学」への構想は創設より3年ほど後、円了が海外視察から帰国した際に発表された。この後、哲学館は入学希望者の減少や「哲学館事件」等によって廃校危機に何度か直面しつつも、学科専攻の変更改善を重ね、「大学」へと進んでいくこととなる。まずは、創設者井上円了の描いた哲学館の理念と「大学」構想を検討しておこう。

3-1. 井上円了と「大学」設立構想

井上円了は1858(安政5)年、新潟県三島郡、真宗大谷派の慈光寺に生まれた。幕末の混乱の中で仏教や儒学の揺らぎを感じて育ち、次第に「洋学」へと傾倒していった。1877(明治11)年に京都東本願寺の宗費生(給費生)として東京大学予備門へ入学した円了は、その年の予備門卒業生の中でただ一人、東京大学文学部哲学科へと進んだ。井上哲次郎やフェノロサ等から東洋哲学、印度哲学、西洋哲学を学ぶ中で、円了は西洋哲学の中にはじめて真理を見出すことができたと感じた

が、同時に東洋哲学が仏教思想の基となっていることも知り、東西双方の哲学をもってはじめて世の真理が探究されると確信した。

1885(明治18)年に東京大学を卒業した円了は、明治政府から期待された官僚への道を断り、宗教的教育事業に従事していくことを希望、東本願寺へ戻ることも固辞し、私人による近代的学校機関の設立を目指した。

東京大学在学中に結成した「哲学会」メンバーとともに、1887(明治20)年6月「哲学館開設ノ旨趣」が円了によって発表された。「旨趣」において円了は、哲学館は哲学の普及を目指す哲学専修の学校であり、哲学の社会への浸透は文明の発達に繋がると説いた。そのため、同校で修める学問は「哲学」中心であることを明示する。「哲学」の教授研究は現行では帝国大学のみで行われており、しかも大学進学のためには語学力も時間も経済力も必要とする。それに対し哲学館は速成を旨とし、「普通科」1年で修了することも可能で、その後「高等科」へ進学しても最大3年の課程であることを強調した。

では、円了は、「哲学」を専修する「速成」を旨とした哲学館を、いつごろ、どのように「大学」組織とすると想定したのだろうか。

円了が哲学館を創設した段階ではまだカリキュラムも曖昧で、具体的な「大学」構想は示されていない。円了は哲学館創設から10ヶ月後に欧米諸国の大学教育の実情を見聞するための調査旅行に出ており、およそ1年間にわたるこの調査旅行から帰国するや、哲学館改良のための意見(「哲学館改良の目的に関して意見」、以下「改良意見」とする)を発表した。この「改良意見」において、将来において哲学館を「大学」へと発展させたい旨を公言したのは、1889(明治22)年8月のことであった。

「改良意見」は、端的に言って、哲学館を将来「日本主義の大学」としたいとする意見であった。円了が見聞してきた欧米諸国における近代的西洋大学は、その国独自の学問が追求され、同時に東洋の学問も比較考究され、さらに人格的な教育まで行き届いていた。それを踏まえ、哲学館においては、神道、儒教、仏教、哲学、歴史、文学といった「日本固有の学問」を「日本主義」の学問と位置づけ、その助けとして西洋の学知も取り入れ、知力や人徳を兼ね備えた人材、特に教育者、宗教者、哲学者の育成を行いたい、とした。

「改良意見」を発表後、円了はすぐさま講堂を設けた校地校舎の新築に着手し、寄付金の募集を行い、「哲学館大学」設立を目指した。1890(明治23)年9月にはさらに具体的な計画を出した。すなわち、「普通科」の修業年限を3年とし、同卒業生は修業年限2年の「専門科」(国学、漢学、仏学、洋学の4科を持つ)へと進み、修業年限を合わせて5年とするというものであった。「専門科」開設は、実質的な「学部」と位置付けたものだったが、資金難に加え校舎建築費用が嵩んだことで計画は思うように進まなかった。

1896(明治29)年になると、「哲学館東洋大学科ならびに東洋図書館新築費募集広告」を発表し、再び校舎移転のための寄付金公募活動を強化するとともに、「専門科」設立計画が改めて進められることとなった。翌年1月には専門科に「漢学専修科」が先行して設置された。「国学」は國學院が、

「仏学」は仏教系大学林がすでに行っているとして、哲学館ではまずは漢学を優先しようとし計画したためであったが、続いて同年4月には「仏教専修科」も設置された。

「仏教専修科」の開設は、仏教系諸学校が閉鎖的な教育を続けるなか、仏教教育の閉鎖性への打開を意図していた。この後、同科は1899（明治32）年に設けられた「哲学部」へと移行し、その中で仏教専攻が可能となった。

円了は1904（明治37）年に曹洞宗本山をはじめとした各宗本山に「懇願書」書面によって協賛懇請し、仏教専修科の卒業生を、仏教系「大学」の卒業生と同等に扱ってほしい旨を申し入れている。¹⁷⁾ 円了は、曹洞宗のほか、真言宗、浄土宗、真宗高田派、真宗興正寺、真宗木辺派、日蓮宗妙満寺派、時宗の本山及び管長を訪ねてそれぞれの学科や授業内容を参観した上で相互連絡の方法等を協議し、各宗本山より承諾を得た。¹⁸⁾

「懇請書」中では、円了いわく、仏教系諸学校にとって、他の宗派宗門の僧侶徒弟を教えること以上に「僧侶以外の俗人」を教えることは難しいことであるが、「哲学館大学」であればそれが可能である。西洋の大学にはキリスト教の教育研究を行う「神学」が置かれているが、日本にはそれに相当するものがない。哲学館は宗派宗門を超えて仏教の比較研究が可能な「教学大学」としたい、と訴えた。

なお、同時期に円了は、総合教育を行うことが可能な一貫制の学園設立を構想するようになり、1899（明治32）年2月に尋常中学校相当の学校として「私立京北中学校」が哲学館の敷地内に設立された。

3-2. 中等教員無試験検定と哲学館事件

1902（明治35）年、「哲学館事件」が起きた。そもそもは中等教員無試験検定の特権授与取り消しが事件の発端であったが、政治的側面を含んでいたこともあり、私学教育の自治、学問の自由を問う事件として大きく報じられ、「大学」「私立専門学校」とは何かを問う問題へと発展した。

そもそも、1886（明治18）年に文部省によって開始された中等教員のための検定試験（いわゆる「文検」）は、科目別の中等教員免許状を得るための資格試験制度であった。資格検定の試験は合格率が非常に低い難関で、官立の帝国大学や高等師範学校といった特定の指定学校の卒業者のみに与えられた「無試験検定」は官吏無試験任用と同類の国家試験に関する優遇処置であり、徴兵猶予と並ぶ特権的待遇の一つであった。この官立の「特権」と、それによって生じる「格差」打開に挑んだのが井上円了であった。

哲学館の開設時、円了は文部大臣宛に、哲学館卒業生に対し教員免許についての無試験検定の特権を認めるように要望しているが却下されている。長らく特権が認められないままの状態が続くなか、明治30年代に入る頃、井上円了は國學院や東京専門学校等と協力し処遇同等化を求める協議を始め、1899（明治32）年になって、ようやくこの三校に対する無試験検定が認められるに至り、哲学館は修身科及び漢文科教員の認可を得た。

しかし、1902（明治35）年、倫理科の卒業試験の内容に問題があると臨席した担当視学官が判

断したことを発端として、無試験検定資格を取り消されることとなった。この資格取り消しという文部省の判断を受けて、在學生は資格を求めて高等師範学校等へ転出していくなどの影響で半数程度にまで減少し、哲学館は大きな痛手を受けた。事件の真相詳細や是非をここで問うことはできないが、同事件に関する基本的な見解として、哲学館側に特に過失があったということではなく、戦時国家体制下における国論統一や倫理道徳観の国家主義的な統一のために同校が見せしめ的に利用されたのではないかと、との考察がなされている。¹⁹⁾ すなわち、私学が特権を得ることは希望者数の増減に直結するもので学校の発展に大きな影響を与えるものであり、同時に特典授与によって文部省の直接的な監督下に置かれることを意味していたのである。

一方、問題視された論説の英国人著者ミュアヘッドからも意見が出されるなど、哲学館事件は日英同盟関係にも関わるような国際問題へと発展しかけたが、文部省側はミュアヘッドの言説自体が問題なのではないと釈明しつつも、哲学館の特典の回復を行う対応は起こさず、哲学館の試練は以降も長く続いた。同校における特権回復は、1907(明治40)年まで待たねばならなかった。

さて、この哲学館事件が与えた同校への影響は入学希望者を大幅に減少させるなど大きいものであったが、円了はこれを機にむしろ「純然なる私立学校」として完全に独立し、自活の道を開いていくことを明言するようになった。1902(明治35)年には「哲学館大学部開設予告」の告示がなされ、これにより「大学」への歩みを実質的に進めることとなったと言ってもよい。

- 1) 大学予科、専門科、大学科からなる大学組織を作り、専門科の卒業生には得業士、大学科の卒業生には哲学士という「学士」の称号を与えることとする。
- 2) 無試験認定が取り消されたのならば、実力をつけ検定試験を受験すればよい。
- 3) 従来の「哲学部」の内容を見直し、教育家や宗教家養成の目的から、語学を中心とした実学教育を行うことへ変更する。
- 4) 国際的に活躍する人材養成を目指す。
- 5) 大学記念講堂を建立する。
- 6) 哲学を社会全般に応用し、活躍する人材を奨励する。

以上の6点が提案された翌年、1903(明治36)年10月には、専門学校令による認可を受けると同時に「私立哲学館大学」へと改称、学内学科組織を「大学部」と「専門部」とに分ち、独自の「大学」設立へと踏み出していくこととなった。

3-3. 「哲学館大学」から「東洋大学」へ

これより先、1899(明治32)年9月に無試験検定の認定を受けた際には、「予科」の設置をはじめとした組織の変更が行われていた。同年より、高等師範学校専修科規則に基づくかたちで、哲学館では1年の予科を置き、予科修了後には修業年限3年の本科へ進むものとされた。本科は「教育部」と「哲学部」とに分けられ、教育部には「倫理科」「漢文科」が、哲学部には「仏教専修科」が置かれた。教員免許は主として中等学校の教員養成を目的に設置された「教育部」の卒業生に対して与えられた。なお、哲学館は翌1900(明治33)年より徴兵猶予も与えられた。

前述したように、1902（明治35）年には哲学館事件を受けた形で、「哲学館大学部開設予告」が発表された。新たに修業年限5年の「大学部」を設け、東洋大学科として儒学神道を含めた東西倫理を探究する「倫理科」及び、仏教哲学や東西哲学、東西宗教を探究する「教学科」の二科を設けるとする計画であった。大学部において予科を置かず、修業年限5年とした点は注目される。

以上の計画に基づき、同校は1903（明治36）年10月より「私立哲学館大学」へと名称が変更された。同時に専門学校令の認可を受け、上記の「大学部」のほかに「専門部」を置き、大学部の修業年限を5年、専門部の修業年限を3年とした。「大学部」「専門部」は、ともに第一科と第二科とが置かれ、それぞれ漢文学と仏教学とを専攻するものとされた。これ以降、大学部卒業生には「哲学士」の称号が与えられることとなったが、1905（明治38）年には大学部の修業年限は4年に短縮され、「学士」と称することへ変更された。

さらに、1906（明治39）年6月には「私立東洋大学」へと名称変更が行われ、同年7月には「財団法人私立東洋大学」となった。これより先、同年1月には円了による校務一切の引退が公表されており、新たな経営体制への移行を期しての校名改称であった。前述したように、無試験検定の資格が再び与えられたのは1907（明治40）年5月のことであった。この一連の流れは無関係ではなく、「大学」としての発展のために行った同校の判断、選択が重ねられた結果であった。

「私立哲学館大学」へと名称を変更した前後の時期、学生数の著しい減少が見られた。哲学館事件の余波もさることながら、徴兵猶予や中学校教員無試験検定の特典を他の私立専門学校も得るようになってきた関係で哲学館の特色が薄れ、門戸を広げつつあった宗門系の学校などへ進学希望者が流出してしまったことが理由として考えられた。人気低迷の打開策としては無試験検定資格を再び得ることが必須であったが、学長である円了は頑なにこれを拒んだ。資格取り消しの憂き目にあった学生や、誹謗中傷を受けた教員の問題を先に解決すべきと考えたのである。また、円了とその他の学内関係者等との間には、決定的な「大学」に対する考え方の相違も生まれていた。円了による独特の大学構想である「独立自活の精神をもって純然たる私立学校」を創りたいとする考えに対し、哲学館講師の多くは他の私立専門学校の例に倣って特典を得て、哲学の研究普及を図りつつ、教育者育成を主眼に置いた「大学」へと歩みを進めたいと考えていた。双方の考えの相違は決定的となり、次第に対立構造を深めていく。自身の体調が急激に悪化したことも重なり、問題解決のために円了は引退を決意し、いくつかの引き継ぎ事項として「契約」を結び、一線を退くこととした。「契約」として確認されたことは、財団法人となること、学風や創立の主旨を継承し東洋哲学の進行普及をはかること等であった。

1921（大正10）年、それまでであった第一科第二科制度を廃し、「大学部」の方は印度哲学倫理学科及び支那哲学東洋文学科に変更、「専門部」の方は4学科（倫理学教育学科、倫理学東洋学科、文科学科、社会事業科）に変更した。

1928（昭和3）年、同校は大学令に基づき大学昇格を果たした。「文学部」のみの単科大学であり、学部中には、哲学科、仏教学科、国文学科、支那哲学支那文学科の4学科を設置した。「専門部」の文科学科と社会教育事業科は順次廃止されたが（それぞれ1930年、1934年）、1939年に拓殖科

を設けるなど、時勢の影響をうけた変更をしながら専門部の存続を図った。

なお、同校は、女子の入学を初めて許可した男子専門学校であった。すでに東北帝国大学で女子の入学を許可した例があるとのことから、1916(大正5)年より女子入学を認めた。初年度は1名、翌年には2名となり、入学希望者は増加傾向で、1925(大正14)年には45名を入学させており、多くの女子を受け入れていた。

おわりに

本稿では、駒澤大学、國學院大學、東洋大学における「大学」名称への転換過程を検討してきた。3校は、仏教や神道の宗教者育成を目的に掲げ、仏学、国学、哲学等の教育研究を建学理念として発展してきたが、いずれも「大学」名称への転換に当たって、理念や方針の変更を図らねばならなかった。「大学」へと転換していく上で、具体的にはどのような教育上の変化があり、学部学科の設置や変遷、教育課程の変容にはどのような特徴が見られただろうか。

仏教系諸学校が近代的教育機関への歩みを進めたのは、曹洞宗大学林専門学本校の設立が1882(明治15)年であったことからわかる通り、比較的早期であった。ただし、同校設立時に漢学や洋学を取り入れる意向を示していたものの、教育内容の中心はその後長く宗乗・余乗であり、実態として僧侶養成機関であった。加えて、一般子弟の入学を認める「僧俗共学」も、大正期の大学昇格に至るまで実施されてこなかった。すなわち、「近代化」への移行は構想されたものの、システマ的な改革・変更が円滑に進められたとは言えないものであった。そのような仏教系諸学校にとって、1903(明治36)年の専門学校令の公布と、同勅令にともなって「大学林」という「大学と紛らわしい」名称が禁じられたことは、大きな転換点となった。名称問題の解決は、私立専門学校としての存続を左右する問題であり、実態的な変更を余儀なくされたからである。

曹洞宗大学林専門学本校は、専門学校令公布に先駆け、1900年代に入った頃には「宗乗余乗専修の方針を捨て」、仏教系科目を半数以下に減少させ、そのほか洋学漢学を含めた語学等の教養科目を置くこととし、同勅令公布に伴い、速やかに認可を受けている。「曹洞宗大学林」から「曹洞宗大学」へと変更したのはその2年後のことであった。以降、「大学」名称を冠した私立専門学校としての発展が期され、僧侶養成機関から「大学」への実質的な転換がなされた。具体的には図書館や校舎の施設設備の充実が図られ、仏典漢籍だった蔵書類は幅広い分野を擁するものとなり、学生たちも帝大型の角帽や制服の着用が義務付けられるようになった。大正期に至って「文学部」を擁する単科大学として大学昇格を果たしたことから、仏教学からの転換が行われたことを示している。

一方、1890(明治23)年に創設された國學院の場合は、創設時より独自の「大学」設立構想を抱いており、帝国大学に対抗しうる「我国固有の」教育機関を設立しようとしていた。神道系学校ではあったが、仏教系諸学校とは違い、明らかな神職者養成や宗教教育を行ってはいなかった。そもそも母体となった皇典講究所や國學院の設立目的は、皇典・国体を講究し、国学(国史・国文・

国法)を研究教授することであり、それらは「非宗教」な学問であった。神官試験の実施を担ってはいたが、創設時の教育課程の中には「神道」教育は位置づけられておらず、漢学や洋学、哲学等を含む「道義」科目が置かれたが、あくまで国学教育が中心であった。すなわち、「神道」教育や精神は、「道義」(倫理道徳)教育の中に位置付けられ、広い意味での「愛国精神の涵養」のための教育として行われていた。ただし、神職者養成教育を教育課程上どのように位置づけ、行っていくかということは、國學院にとって以降の大きな課題として残されることとなる。

1900年代に入ると皇典講究所は財団法人となり、國學院は1903(明治36)年の専門学校令によって私立専門学校となった。翌年より、大学部卒業生には「國學院学士」の称号が授与されることとなった。1906(明治39)年には「私立國學院大學」へと名称を変更し、同年より予科課程を設け、本科と合わせて修業年限5年の「大学部」課程となった。以降、校舎の再建、財政的な基盤の確保、皇典講究所内に神職養成部の開設などを行い、大正期に至って大学令に基づく大学昇格は文学部のみの単科大学として極めて速やかに行われた。文学部は「道義科」「国史学科」「国文学科」という3学科となり、「神道」としては皇典講究所において学階を受けることとされた。

最後に、哲学館における「大学」名称への転換過程に見られた特徴をまとめておこう。同校は、井上円了によって、日本社会への哲学の普及を目的として設立されたものであった。1887(明治20)年の開校直後より「哲学館講義録」を発行しており、この「通信教育」によって哲学教育とともに哲学館の知名度は短期間で日本社会へ広まり、哲学館の発展を支えるものとなった。同校において「大学」構想が立ち上がったのは創設から2年後のことであった。欧州の大学事情を見聞した円了によって「哲学館大学」設立計画が立てられ、円了の構想する「大学」とは「日本主義の大学」であり、神道、仏教、儒学を含んだ教育を行うとした独自の「大学」設立を目指した。この「大学」構想が盛り込まれた「改良意見」によって、哲学館の「大学」設立計画は進められた。ただし、「私立哲学館大学」設立が具体化されるのは、1902(明治35)年まで待たねばならなかった。

この間、哲学館が1889(明治29)年4月に設置した「仏教専修科」は、閉鎖的な仏教系諸学校の教育状況を打開する狙いを含んでいた。ただし、同科の設置に先立って、「国学」は國學院が、「仏学」は仏教系大学林がすでに行っているという理由で、「漢学専修科」を同年1月に設けている。その後、「私立哲学館大学」への改称は、哲学館事件を受け、文検無試験検定資格取り消しという処分を経て、いまだ特権の回復がなされないなか、独自の「大学」設立を志して進められた。円了はこの「試練」を機として、むしろ「純然なる私立学校」となることを公言したが、「大学」への転換を前後して学園と方針を違えた創設者円了は1906(明治39)年に同校より去った。同年には財団法人化を果たしており、円了による個人経営の学園から財団経営へと変更されたことになる。

1902(明治35)年に「大学部開設予告」が出された翌年、「私立哲学館大学」となった。このとき、「大学部」を修業年限5年としたことを指摘しておこう。修業年限3年の「専門部」も併置されており、大学部卒業生に対しては「哲学士」の称号が授与されるようになった。1906(明治39)年に「私立東洋大学」へと改称した。なお、哲学館の運営が当初より寄付金、授業料の収入に拠るものであった点も特徴の一つであったことを指摘しておく。財政的な課題の前で同校の大学昇格はや

や遅れ、大学令に基づき正規の大学となるのは1928(昭和3)年のことであった。

以上の3校における「大学」名称への転換に見られた特徴から、一つに、「大学」名称への転換は宗教系科目とその他の学科目との関係が見直される契機となったことが指摘できる。専門学校令との関係も含め、校舎位置や図書蔵書を含めた施設設備の整備も進められた。二つに、仏教や神道は日本的な教養となる学問分野として、哲学館のように仏教系としての設立ではなかったが、それらの学問が日本独自の「大学」教育となっていくという点を指摘できよう。これら学校間は学問的にも組織的にも相互に影響しあい、「大学」へと歩みを進めた。閉鎖的教育から「僧俗共学」へと展開された仏教系教育に見られたように、「大学」とは幅広い教養の場であることを示したと言えよう。

注

- 1) 駒沢大学百年史編纂委員会編『駒澤大学百年史』上巻、昭和58年10月15日、学校法人駒澤大学、90頁。
- 2) 『駒澤大学百年史』上巻、123頁。
- 3) 『駒澤大学百年史』上巻、273頁。
- 4) 『駒澤大学百年史』上巻、329頁。
- 5) 國學院大學校史資料課編『國學院大學百年史』上巻、平成6年3月27日、学校法人國學院大學、117-122頁。
- 6) 『國學院大學百年史』上巻、118頁。
- 7) 『國學院大學百年史』上巻、120頁。
- 8) 『國學院大學百年史』上巻、160頁。
- 9) 『國學院大學百年史』上巻、347頁。
- 10) 藤田大誠「明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動」『國學院大学校史・学術資産研究』第1号、平成21年3月、1～47頁。
- 11) 『國學院大學百年史』上巻、383頁。
- 12) 『國學院大學百年史』上巻、384-385頁。
- 13) 明治25年当時。帝国大学は25円、法律系私立専門学校は10～20円前後が多かった。
- 14) 私学における「講義録」の発行は、英吉利法律学校や専修学校がそれぞれ明治18年10月、明治20年1月と、哲学館と同時期に始まった。その後、法学系を中心に急速に広まっていく。
- 15) 『東洋大学百年史』通史編1巻、107頁。
- 16) 『東洋大学百年史』通史編1巻、107頁。
- 17) 『駒澤大学百年史』上巻、300-302頁。『駒澤大学八十年史』237-242頁。
- 18) 『東洋大学百年史』通史編1、269頁。
- 19) 井上円了記念学術センター編『東洋大学小史』平成12年6月20日、学校法人東洋大学、78頁。